

賃金闘争としての 春闘

社会的賃金闘争をどうたたかうか



1

私の春闘 60年代から70年代の景色

- 静岡市役所に入所した時、労働組合はストライキのピケを張った。公務員ストの最後の時期。
- あまり違和感なくピケに参加。国鉄や私鉄はストで止まり、市内の事業所には赤旗が掲示されていた。
- テレビや新聞は、どこそこがストだから閉鎖されているというニュースを流し、その一方各産業別の賃上げ額を事細かに報道していた。
- 社会全体が春は賃上げのシーズンという合意



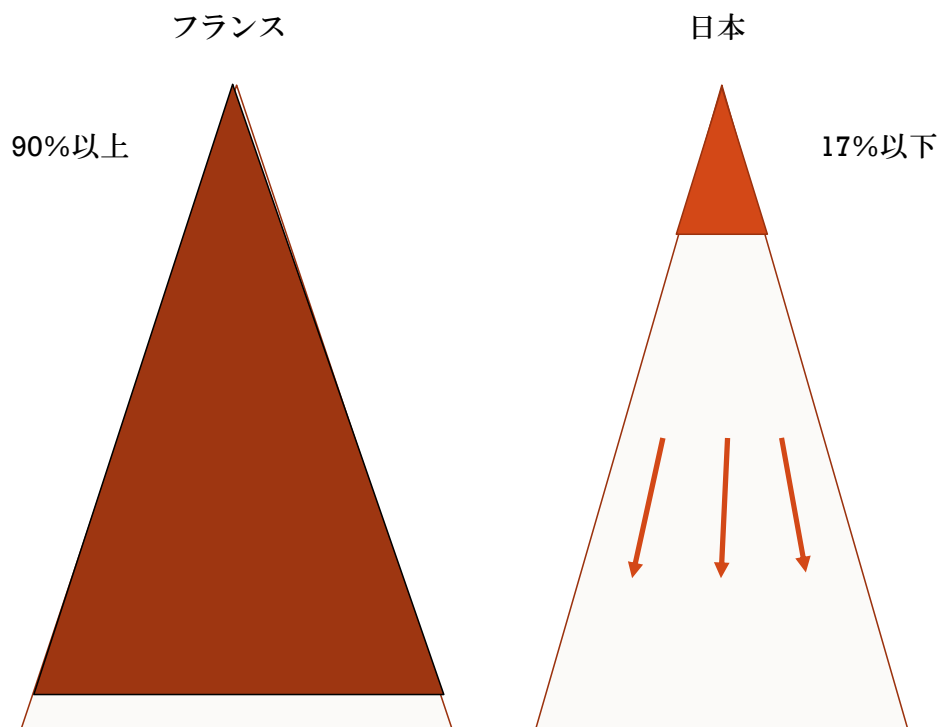
2

なぜ先輩たちは、春闘というたたかい方を編み出したのか？

- 労働組合のかたちを巡る争いが 産別会議 vs 総同盟
- 労働組合、産業別労働組合 vs 企業別労働組合
- → 産業別賃金 vs 年功序列賃金
- 民主化 → 冷戦、レッドパージ
- 後者が主流となっていく
- 一方、総評が「ニワトリからアヒルに」



3



4

日本的賃金闘争、春闘の構築

- 企業別組合の賃金闘争、企業で孤立
- ストライキを構え同じ時期にやるという意味
- 励まし合える
- 競い合うことができる
- 労働組合のない企業にも賃上げが浸透していく
- 60年代から70年代にかけて大幅な賃上げが実施される
- 公務員労働者の賃上げ、大阪衛都連の運動



公務員にとってのスト権確立の意義

- 先進国の中で公務員のスト権が禁止している国はどこ？
- もともと日本国憲法は公務員のスト権を保障していた。
- 2.1ゼネストと政令201号でスト一律禁止。
- 60年代から、当時の自治労はストを実施。
- 1969年の東京都教組事件、ストの一律禁止は違憲であるという指摘に「処罰の対象となるのは違法性の高いもののみ」という「合憲限定解釈」。
- その後、全農林警職法事件で逆転。



どうしてスト批准投票をするのか？

- 春闘の時になぜスト批准投票をするのか？
- もちろん民間もスト権確立の投票は実施。このストライキがみんなの総意で実施されるという意味。
- 公務員の場合はそれにとどまらない。
- 公務員法には争議行為・あおり行為に対する処罰規定があるため、その権限を中央の執行委員長に委任することによって中央の指示で実施したということにする。



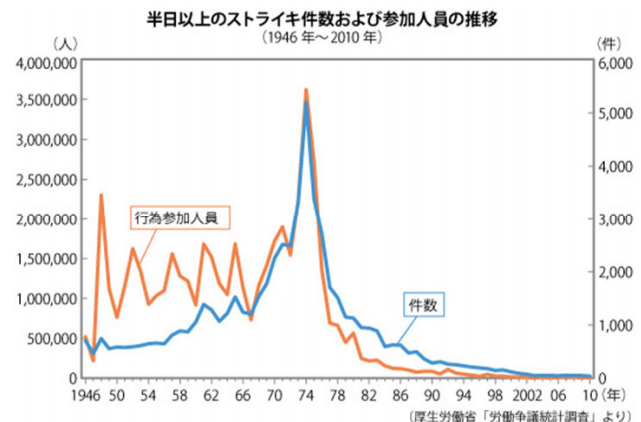
国民春闘の構築

- 1973年の石油危機の際の賃金上昇に対して日経連がガイドラインを打ち出し、賃上げ要求に強硬な姿勢を示したのに対して、労働組合側が〈国民春闘〉という名称で国民一般にかかわる経済・福祉政策の要求項目を運動目標とした(平凡社世界大百科事典)。
- 73年10月の石油危機をきっかけとする〈狂乱インフレ〉のなかで、総評は物価、税制、社会保障など国民の共通した要求である政策的課題をも獲得目標に掲げた〈国民春闘〉を提唱し、春闘の新しい展開を図った(労働運動誌)。
- 国民的な要求掲げ、日本の労働運動史上最高の30%の賃上げを勝ち取る。
- 以来、日本の労働運動は「国民春闘」掲げ、春闘時に国民課題と賃金闘争と合わせてたたかう伝統。



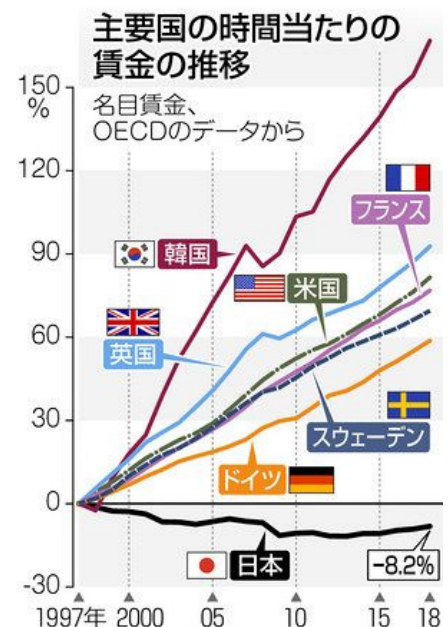
ストライキの曲がり角

- ストライキは80年代に入り急速に減少
- 国鉄分割民営化攻撃で国労が打撃
- → 総評解体、連合誕生
- 欧米とは違いストライキはほとんど行われない国、賃上げの波及力がない国へ。



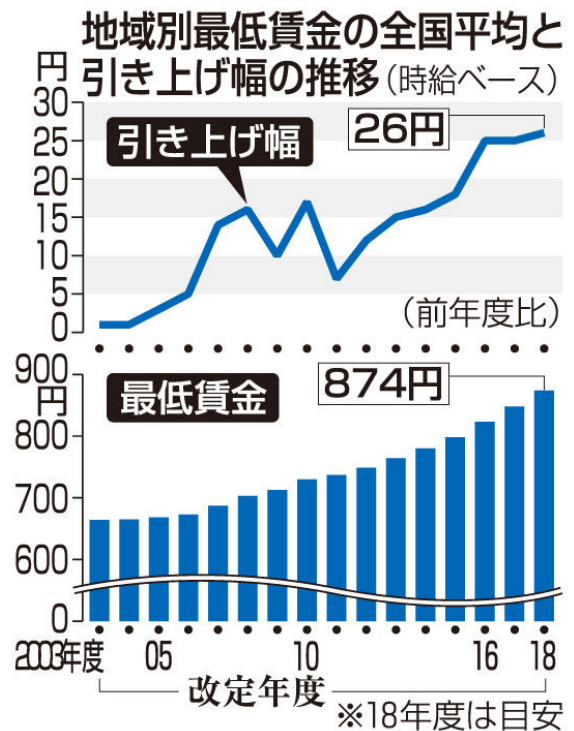
90年代以降の状況

- 連合は、民間単産中心に大きな部隊となったけど、賃金波及には重点を置かず。Exトヨタ労組
- 全労連の民間は中小中心で相場形成力が弱い。
- そうこうしている間に90年代終わりから労働法制の規制緩和、特に2000年代に入ると小泉行革、竹中路線で非正規労働者が飛躍的に増える状況になってきた。



社会的賃金闘争へ

- 非正規労働者の比率が4割に
- 賃金波及力のいよいよの減少
- 最賃の位置づけの浮上
- 全労連を中心とした運動、2008年の最賃法改正につながる
- 法文に憲法25条の挿入
- 生活保護との整合性という具体的措置
- 公務員賃金にとって最賃引き上げの意義は？



最低生計費試算運動

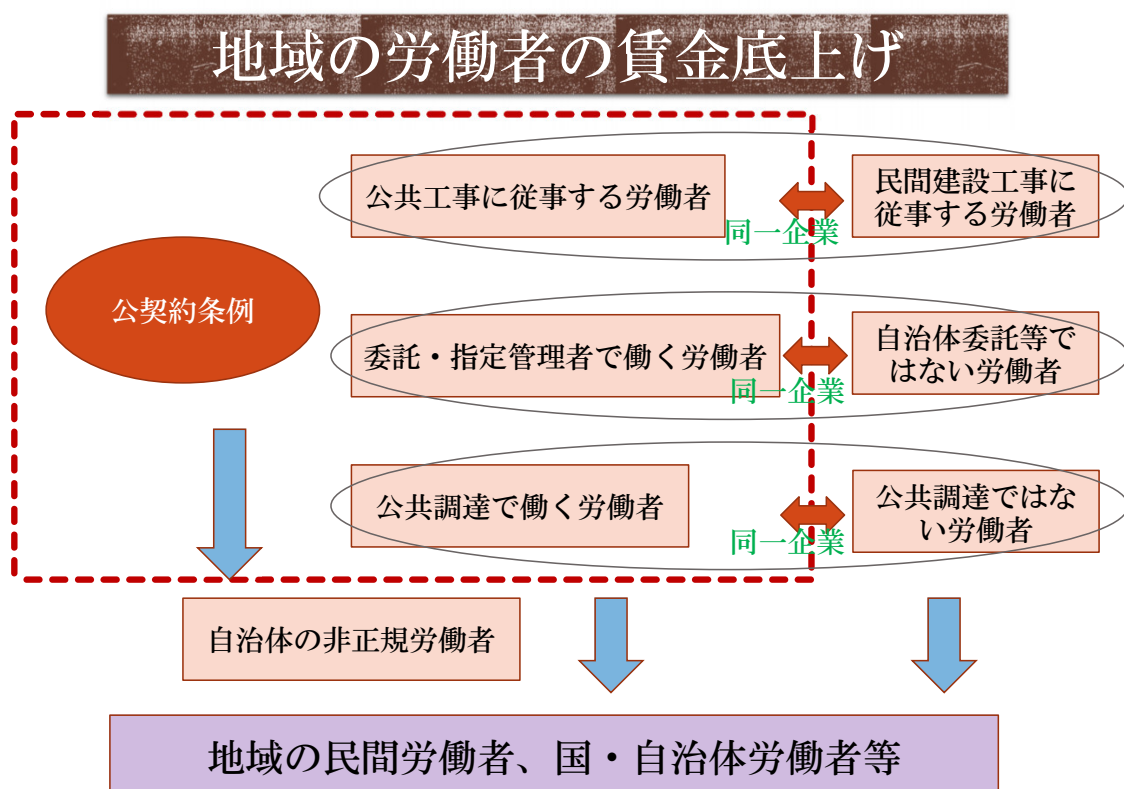
- 2010年に最低生計費、静岡方式で算出。当時、さいたま市(首都圏)、北上市と比較して生計費は大差ない
- 2015年に静岡市だけでなく、伊東、島田、熱海も算出



全労連の三つの社会的賃金

- ① 最低賃金 2000万人
- ② 公契約条例 1000万人
- ③ 公務員賃金 650万人

公務員の給与法制上、公共部門全体の給与水準がこれに連動し、また一部の民間給与にも逆作用するため、日本の賃金決定機構において重要な機能を持っている(wikiより)



人事院勧告の社会的性格

- 国家公務員、地方公務員はじめとして三セクの労働者、非正規労働者
- 医療労働者
- 介護労働者
- 町場の労働者
- 公務員の給与法制上、公共部門全体の給与水準がこれに連動し、また一部の民間給与にも逆作用するため、日本の賃金決定機構において重要な機能を持っている(wikiより)



15

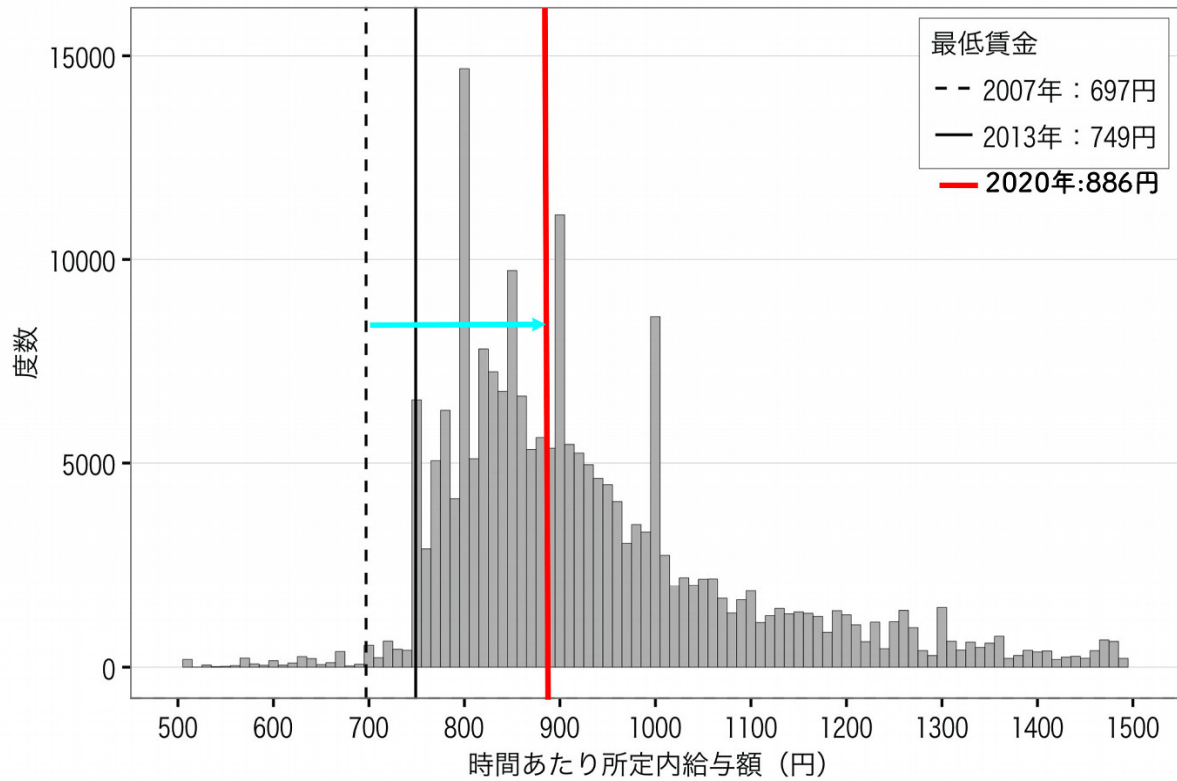
それにとどまらない

- 医労連、人事院勧告引き上げとともに診療報酬の単位、大幅引き上げをめざしています。
- 福保労の保育所運営費の人件費の引き上げ運動
- 介護労働者の介護報酬引き上げ
- 「新たに創設された会計年度任用職員に対する適切な給与等の支給のために必要となる歳出及びその財源についても、重点的に確保」

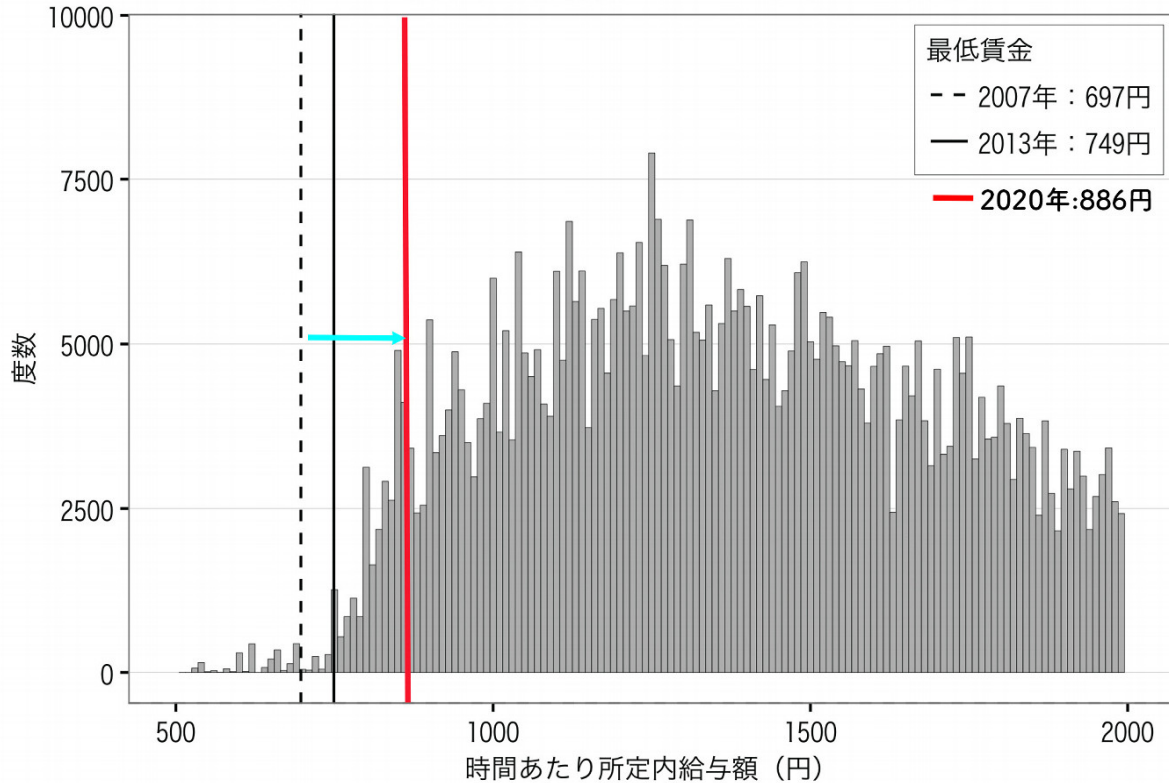


16

図表1-1-44 静岡（パートタイム労働者）ランク:B 平均:1001 中央値:903



図表1-1-43 静岡（一般労働者）ランク:B 平均:1784 中央値:1570



まとめ

- 春闘がすべての労働者の賃金を決めるべ原点に返ろう。
- それはできる限り、賃上げの社会的波及力を強めていくということ。
- 社会的賃金闘争と国民春闘をともに推進し、国民の理解を得ながら賃金を前進させる。
- もう一度「なぜ春闘か」の学習会を職場からもう。

